委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保健予防課
委託業務名	風しん抗体検査・予防接種にかかるクーポン券発行事務等業務
委託業務場所	大津市浜大津四丁目1番1号
概 要	クーポン券印刷業務及び封入封緘業務
契約期間	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契 約 金 額	1,721,900円
契約の相手方	〔所在地〕大津市中央四丁目5番9号 〔名 称〕滋賀県国民健康保険団体連合会
契約相手方の 選 定 理 由	本業務については、追加的風しん対策事業(抗体検査及び第5期の定期接種)を進めるにあたって、発送時期やクーポン券、受検案内文書の内容を滋賀県内自治体で統一した方が受検対象者の混乱も少なく事業を円滑に遂行でき、また、単価が低く抑えられることもあり、県内自治体は同一事業者にて委託することとなったため。また、上記事業者は、本事業の抗体検査及び予防接種についての医療機関支払い業務も受託しており、クーポン券作成にあたっては、その情報を生かしてのチェックや抜き取り補助が可能であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。